

法的告知

## 2004年1月1日から2019年1月25日までの間にVisaまたはMastercardでの支払いを受け入れた加盟店のみなさまへ：約55億4,000万ドル〜62億4,000万ドルの和解金を伴う集団訴訟和解案に関する告知

2004年1月1日から2019年1月25日までの間にVisaまたはMastercardによる不正行為を受けた加盟店の代表者

ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所によって承認された集団訴訟和解金に関する告知。

この告知は、クラスアクション（集団訴訟）の和解の合意について、裁判所の承認を受けたうえでその影響を受ける可能性のある加盟店に通知するものです。この訴訟では、VisaとMastercardが単独または金融機関と共同で、独占禁止法に違反し、VisaおよびMastercardクレジットカード・デビットカードによる支払いを受け入れる加盟店から手数料を過剰に徴収していたことが申し立てられています。VisaおよびMastercardによる不正行為には以下が含まれます。

- 加盟店から徴収する手数料（既定のインターチェンジフィーと呼ばれる）に関する規則を策定、適用、および強要すること で合意すること
- 加盟店が2社以外の支払方法を勧めるのを制限すること
- このような行為をVisaとMastercardが企業構造を変更した後も継続すること

被告側は不正な行為はなかったと主張しており、自らの業務慣行が合法的、かつ競争の結果によるものであるとし、加盟店と消費者に利益をもたらしているとして述べています。当事者が和解すること で合意したため、被告側と原告側のどちらの主張が正しいかに関する裁判所の判決はありません。裁判所はこの和解案を暫定的に承認しています。

### 和解案

Visa、Mastercardおよび被告金融機関は、和解案に基づいて、和解資金として約62億4,000万ドルを支払うことに合意しています。この資金からは、規則23 (b) (3) 和解クラスからの除外を選択した加盟店分の金額が差し引かれますが、差し引かれる金額が7億ドルを超えることはありません。正味クラス和解資金は、2004年1月1日から2019年1月25日の間にVisaまたはMastercardによるクレジットカードもしくはデビットカードとしての支払いを受け入れた加盟店からの有効な請求に対する支払いに充てられます。

この和解案に基づいて次の規則23 (b) (3) 和解クラスが形成されます。2004年1月1日から2019年1月25日までの間に米国でVisaまたはMastercardブランドカードによる支払いを受け入れたすべての個人、企業、その他の法人。ただし、以下各号の者は規則23 (b) (3) 和解クラスに含まれません。(a) 和解済原告、(b) 米国政府、(c) 本訴訟の被告もしくはその取締役、役員、家族、(d) VisaまたはMastercardブランドカードの発行あるいはVisaまたはMastercardブランドカード取引の取得を2004年1月1日から2019年1月25日までの間に行った金融機関。和解済原告とは既に和解に応じて被告に対する自身の訴訟を取り下げた者およびそれらの者と関係を有する法人をいいます。貴殿が和解済原告に該当するかどうか不明確な場合は、1-800-625-6440までお電話いただくか、ウェブサイト（www.PaymentCardSettlement.com）をご覧ください。

### この和解案から加盟店が得るもの

規則23 (b) (3) 和解クラスに含まれる加盟店のうち、下記の期日までにクラスからの除外を選択せず、有効な支払請求を行った加盟店は、和解資金から金銭の支払いを受けることができます。各請求の価額は、2004年1月1日から2019年1月25日の間にその加盟店が行ったMastercardまたはVisa支払カードによる取引に関連して徴収されたインターチェンジフィーの実績値あるいは推定値に基づいて決定されます。和解資金の一部に関して有効な支払請求を行う加盟店に対する比例配分の支払いは、以下の項目に基づいて行われます。

- 下記の控除を行った後のクラス和解資金残高
- クラスからの除外を選択した加盟店分の金額の控除
- 和解の管理および告知にかかるコスト、和解資金に対する該当の税金およびその他の関係する税務費用、クラスを代理することの対価として規則23 (b) (3) クラス代表者に与えられる金銭的報酬、ならびに弁護士報酬および費用のうち、裁判所によって承認された金額
- 有効な支払請求の合計金額

弁護士報酬および費用ならびに規則23 (b) (3) クラス代表者への役務報酬：地方裁判所によって和解案が最終承認されるまでに行われる作業について、規則23 (b) (3) クラス代理人は、集団訴訟にかかわった全弁護士および弁護士事務所に対して支払う弁護士報酬として、和解資金の合理的な割合に相当する弁護士報酬を裁判所に請求するものとします。ただし、この金額は和解資金の10%を超えません。和解の管理、和解資金の分配、および上訴に関連して行われる追加的な作業について、規則23 (b) (3) クラス代理人は、通常の1時間あたり料率での弁済を請求することができます。また、規則23 (b) (3) クラス代理人は、(i) 訴訟費用（4,000万ドルを上限とし、和解または告知の管理コストを含みません）および (ii) 8名の規則23 (b) (3) クラス代表者各々が規則23 (b) (3) 和解クラスを代理して行った活動に対する役務報酬（各クラス代表者につき25万ドルを上限とします）の支払も請求するものとします。

### 支払請求の方法

加盟店が支払いを受け取るには、請求書に必要事項を記入する必要があります。裁判所が和解案を最終承認し、貴殿が規則23 (b) (3) 和解クラスからの除外を選択していない場合は、貴殿宛てに郵送または電子メールで請求書が送られます。加盟店はwww.PaymentCardSettlement.comにアクセスするか、1-800-625-6440に電話して請求書をリクエストすることもできます。

### 法律上の権利と選択肢

この訴訟の対象に含まれている加盟店には、下記に説明する法律上の権利と選択肢が与えられます。加盟店は以下を行うことができます。

- 支払請求**。請求書を受け取った加盟店は郵送または電子メールで請求書を提出するか、オンライン（www.PaymentCardSettlement.com）で提出することができます。
- 規則23 (b) (3) 和解クラスからの**除外の選択**。除外を選択した加盟店が被告を個別に訴えることを希望する場合は、自ら費用を負担して訴えることができます。クラスからの除外を選択した加盟店には、この和解案に基づく資金は一切与えられません。除外を希望する加盟店は、リクエストを書面化して封筒に入れ、郵便料金を前払いしたうえで、Class Administrator, Payment Card Interchange Fee Settlement, P.O. Box 2530, Portland, OR 97208-2530宛てに郵送（**2019年7月23日**の消印有効）または**2019年7月23日**までに発送されたことが証明できる翌日送達便で送付する必要があります。書面によるリクエストは適切な権限を与えられた人物の署名を受け、以下の情報をすべて提供するものでなければなりません。(1) 「In re Payment Card Interchange Fee and Merchant Discount Antitrust Litigation」という文言、(2) リクエスト送付者の氏名、住所、電話番号、および納税者識別番号、(3) 規則23 (b) (3) 和解クラスからの除外を希望している加盟店、およびリクエスト送付者がこの加盟店を除外するにあたって与えられている地位または権限、(4) 加盟店が売上を除外することを希望している店舗または販売拠点の事業名、ブラン

ド名、商号、納税者番号および住所。次の項目についても各会社名またはブランド名ごとに記載してください（通常の範囲で可能な場合に限ります）：親会社の正式名称（該当する場合のみ）、VisaまたはMastercardの受け入れを開始した日付（2004年1月1日以降である場合のみ）および終了した日付（2019年1月25日より前である場合のみ）、VisaまたはMastercardの取引を取得したすべての銀行（アクワイアラ）の名称、加盟店ID。

- 和解案に対する異議申し立て**。異議申し立ての期限は**2019年7月23日**です。異議申し立ての方法については、www.PaymentCardSettlement.comをご覧ください。1-800-625-6440までお電話にてお問い合わせください。注記：規則23 (b) (3) 和解クラスからの除外を選択した加盟店は和解案に対する異議申し立てを行えなくなります。

これらの権利と選択肢の詳細については、www.PaymentCardSettlement.comをご覧ください。

### 裁判所が最終的な和解案を承認した場合

規則23 (b) (3) 和解クラスの構成員のうち、期限までに除外を選択しない構成員は、支払請求を行うかどうかにかかわらず、この和解案の条件に拘束されます。これには、和解契約に記載されているすべての被免責当事者に対する支払請求を行わないことが含まれます。

クラス構成員がVisa、Mastercard、またはその他の被告に対して行った金銭的補償または差止命令の請求は、この和解案に基づいてすべて消滅し、かつ解除されます。次のような請求は権利放棄同意書により禁止されています。

- 訴訟で申し立てもしくは提起がなされた行為および規則、または訴訟の主題に関係して訴訟で申し立てもしくは提起がなされる可能性のある行為および規則を根拠とする請求。これには、インターチェンジフィー、ネットワーク手数料、加盟店割引手数料、手数料禁止規則、割引禁止規則、全カード許可規則ならびにその他一定の行為および規則を根拠とする一切の請求が含まれます。それらの請求が既に行われている場合、または裁判所による和解案の承認およびすべての上訴の終了から5年以内に行われた場合には、それらの請求は解除されます。
- 将来における規則であって、和解案が暫定的に承認された時点で存在していた上記の規則にほぼ等しいもの（すなわち、それらの規則の内容をほとんど変更しないもの）を根拠とする請求。将来において現在とほぼ等しい規則を根拠とするそれらの請求が、裁判所による和解案の承認およびすべての上訴の終了から5年以内に行われた場合、それらの請求は解除されます。

和解案によりこれらの請求が消滅および解除される理由は、同一事実認定の原則に関する連邦法より範囲が広くならないようにして整合性を保つためです。

次のような請求は権利放棄同意書により消失しません。

- 訴訟で申し立てもしくは提起ができなかった行為および規則を根拠とする請求。
- 訴訟で申し立てもしくは提起がなされた規則または申し立てもしくは提起がなされる可能性があった規則とほぼ等しいとはいえない将来の規則を根拠とする請求。
- 裁判所による和解案の承認およびすべての上訴の終了から5年後以降に発生する請求。

また、権利放棄同意書には、他の訴訟における類似の請求または重複する請求のすべてを消失させる効力があります。そのような請求には、カリフォルニア州民である加盟店を代表して提起されたカリフォルニア州裁判所集団訴訟である「*Nuts for Candy v. Visa, Inc., et al.* (Nuts for Candy対Visa, Inc.他事件)」(17-01482)（サンマテオ郡上位裁判所）で申し立てられた請求が含まれますがこれに限られません。規則23 (b) (3) 和解クラスの和解が最終的に承認された場合、*Nuts for Candy*事件の原告は、*Nuts for Candy*事件当事者間の合意に従って、*Nuts for Candy*事件訴訟の棄却をカリフォルニア州裁判所に請求する予定です。*Nuts for Candy*事件の原告弁護士団は、*Nuts for Candy*事件訴訟において6,226,640.00ドルを超え

ない弁護士報酬および493,697.56ドルを超えない費用を報酬として請求することができます。*Nuts for Candy*事件で報酬として支払われる弁護士報酬または費用は別の資金から支払われ、規則23 (b) (3) 和解クラス構成員に支払われる和解資金が減額されることはありません。

権利放棄同意書では、既に提起され係争中の規則23 (b) (2) 集団訴訟である「*Barry’s Cut Rate Stores, Inc., et. al. v. Visa, Inc., et al.* (Barry’s Cut Rate Stores, Inc.他対Visa, Inc.他事件)」(MDL番号1720、訴訟事件表番号05-md-01720-MKB-JO)（「*Barry’s* 事件」）で申し立てられた差止命令請求の前提となる差止命令の請求または宣言的救済の請求を禁止して**いません**。差止命令請求とは特定の行為を禁止または要求する請求をいいます。損害賠償請求、原状回復請求、不当利得返還請求など、金銭の支払を求める請求は差止命令請求に含まれません。加盟店は、*Barry’s*事件における宣言的救済または差止命令の請求すべてについて、*Barry’s*事件の代表原告または代表原告以外のクラス構成員として米国連邦民事訴訟規則第23条に基づいて有するすべての権利を引き続き有しますが、規則23 (b) (3) 和解クラスに残る加盟店は、裁判所による和解案の承認および上訴の終了から5年以内に別の新たな訴訟を提起する権利を**放棄**することになります。

また、集団訴訟である「*B&R Supermarket, Inc., et al. v. Visa, Inc., et al.* (B&R Supermarket, Inc.他対Visa, Inc.他事件)」(17-CV-02738 (E.D.N.Y.)) で申し立てられた特定の請求、または通常の業務過程で生じる特定の標準的な商事紛争を根拠とした請求についても、権利放棄同意書では禁止していません。

権利放棄同意書の詳細については、規則23 (b) (3) 和解クラス構成員に郵送された告知の全文およびウェブサイト（www.PaymentCardSettlement.com）の和解契約をご覧ください。

### この和解案に関するヒアリング

裁判所は**2019年11月7日**にヒアリング（聴聞会）を開き、和解案を承認するかどうかを決定する予定です。聴聞会では、規則23 (b) (3) クラス代理人による弁護士報酬および費用の請求、ならびにMDL番号1720の訴訟で加盟店を代理する対価であるそれら規則23 (b) (3) クラス代表者の役務報酬であって和解契約に記載されることとなったものについても取り扱います。聴聞会は次の場所で開催されます。

<p>United States District Court for the Eastern District of New York 225 Cadman Plaza Brooklyn, NY 11201</p>
--

加盟店が聴聞会に出席したり弁護士を雇ったりする必要はありません。希望する場合は自費で行うことができます。規則23 (b) (3) 和解クラスを代表する規則23 (b) (3) クラス代理人として、裁判所からは、Robins Kaplan LLP、Berger Montague PC、およびRobbins Geller Rudman & Dowd LLPが選任されています。

### お問い合わせ

この訴訟（*In re Payment Card Interchange Fee and Merchant Discount Antitrust Litigation*、MDL 1720）の詳細については、次のウェブサイトをご覧ください。下記までお問い合わせください。

電話（フリーダイヤル）：1-800-625-6440

ウェブサイト：www.PaymentCardSettlement.com

クラス管理者（Class Administrator）宛て書簡：

Payment Card Interchange Fee Settlement
P.O. Box 2530
Portland, OR 97208-2530

電子メール：info@PaymentCardSettlement.com

和解案またはその承認プロセスに関する最新情報は、www.PaymentCardSettlement.comでご確認ください。

**www.PaymentCardSettlement.com**

**1-800-625-6440 • info@PaymentCardSettlement.com**